

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考え方のもと、企業活動を進めるうえで関わり合う株主、顧客、取引先、当社従業員その他のステークホルダーとの間で、お互いにとってより良い関係を築き、ステークホルダーにより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指しております。

当社は、この考えを起点として、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組むことで、ステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現いたします。

なお当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方や、各原則の取り組み方針、実施状況について、「コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「基本方針」という)を制定し、当社ホームページで公開しております。

<http://www.espec.co.jp/ir/management/pdf/basicpolicy.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2-2 株主総会招集通知の発送前ウェブ開示】

当社は、株主の皆さまが総会議案を十分に検討し、適切に議決権行使できるよう招集通知の早期発送に努めております。平成27年6月24日開催の第62回定時株主総会では開催日の3週間前に発送し、発送日同日に当社ホームページ等で公表いたしました。平成28年6月開催の定時株主総会より、招集通知発送前にホームページ等で公表する予定であります。

【補充原則1-2-4 議決権電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳】

当社は、書面による議決権行使制度を採用しておりますが、平成28年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使制度を導入する予定であります。

招集通知の英訳につきましては、平成28年6月開催の定時株主総会より実施し、ホームページ等で公表する予定であります。

なお、電子行使プラットフォームの導入につきましては、今後の持株比率動向を勘案しながら、検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、当社の独立社外取締役は1名であります。「基本方針第13条 取締役会の構成」とおり、社外有識者の知見を積極的に経営に反映するとともに、経営の監督の実効性を確保すべく、独立社外取締役を2名以上選定することを方針としております。平成28年6月開催の定時株主総会において独立社外取締役2名の選定を上申する予定であります。

【原則4-14 取締役および監査役のトレーニング】

当社は、「基本方針第24条 取締役および監査役の研修」とおり、就任時に当社の理念、経営戦略、財務状態、コーポレートガバナンスおよびその他重要な事項に関する必要な知識を習得し、取締役および監査役に求められる役割と責務を十分に理解するための機会の提供をするとともに、就任後もこれらの継続的な更新の機会を提供することを方針としております。平成27年度の取締役および監査役のトレーニング状況の確認につきましては、平成28年6月開催の取締役会において実施する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項につきましては、当社基本方針のうち、次の項目をご参照ください。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

基本方針「第5条 政策保有株式」

【原則1-7 関連当事者間の取引】

基本方針「第6条 関連当事者間取引」

【原則3-1 情報開示の充実】

基本方針「第1条 コーポレートガバナンスの基本的な考え方」

基本方針「第7条 ステークホルダーとの関係、経営理念および経営方針」

基本方針「第14条 取締役候補者の指名方針および手続き」

基本方針「第17条 監査役候補者の指名方針および手続き」

基本方針「第19条 役員報酬」

なお、取締役および監査役候補者の指名の理由等につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類にて開示いたします。

<https://www.espec.co.jp/ir/event/shareholder.html>

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

基本方針「第12条 取締役会の役割」

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

基本方針「第13条 取締役会の構成」

なお、現在の取り組み状況につきましては、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりであります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
基本方針「第14条 取締役候補者の指名方針および手続き」

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模】
基本方針「第13条 取締役会の構成」
基本方針「第14条 取締役候補者の指名方針および手続き」

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任】
基本方針「第20条 社外役員の在任期間および他社役員の兼任」

なお、取締役および監査役の重要な兼職の状況につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類や事業報告等に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の評価】
基本方針「第21条 取締役会の実効性評価」

なお、平成28年3月期の取締役会の実効性につきましては、各取締役および各監査役により、取締役会の構成、役割、運営、支援の側面から自己評価を行うとともに、その回答内容に基づきインタビューを行い、平成28年4月開催の取締役会で取締役会全体の実効性を分析および評価いたしました。

その結果、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されていること、また、自由闊達かつ建設的な議論、意見交換が行える条件が整っていることを確認いたしました。

また、平成28年6月開催予定の第63回定時株主総会において、社内取締役3名および独立社外取締役2名の選定を上申する予定であります、この新体制の構築により取締役会の実効性の向上が期待されることを確認いたしました。

なお、独立社外者のみを構成員とする会合につきましては、状況に応じて適宜開催し、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】
基本方針「第24条 取締役および監査役の研修」

なお、現在の取り組み状況につきましては、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりであります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
基本方針「第25条 株主との対話」

なお、上記の株主との対話に関する基本的な考え方を実現するにあたっての方針を、IRポリシーとして定め、開示しております。
<http://www.espec.co.jp/ir/policy.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エスペック取引先持株会	1,981,260	8.33
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,860,200	7.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	926,400	3.89
エスペック従業員持株会	857,554	3.60
日本生命保険相互会社	790,900	3.32
MSCO CUSTOMER SECURITIES	543,400	2.28
株式会社みずほ銀行	513,500	2.15
株式会社立花エレテック	419,083	1.76
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	393,700	1.65
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	370,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新	
-------------------------	--

・上記のほか、自己株式が922,514株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
志関誠男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志関誠男	○	当該社外取締役が平成14年7月まで従業員として在籍した株式会社フジクラおよび平成19年12月まで役員として在籍した株式会社フジクラコンポーネンツと当社との間には、特別な関係はありません。	当該社外取締役は、株式会社フジクラの子会社であるフジモールド株式会社(現株式会社フジクラコンポーネンツ)の会社経営等を通じて培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反を生じるおそれがない、高い独立性を有すると思料されることから、社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性要件を満たしていることから、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役

補足説明

人事諮問委員会は、役員の選任および解任ならびに、役員の報酬方針および報酬内容等につきまして、審議いたします。人事諮問委員会は、経営の透明性および客観性を確保の観点から、その構成員に社外役員を含めるものとします。また、委員長および委員の選任は、取締役会の決定によるものとします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け意見交換しております。また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、監査の実施経過について適宜報告を求めております。監査役は会計方針、会計処理の方法等が、会社財産の状況、計算書類等へ及ぼす影響、適用すべき会計基準および公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて会計監査人の意見を聴取しております。監査役会は会計監査人から監査報告書および監査に関する資料を受領するとともに、重要事項についての説明を求める会計監査人の監査報告書の調査を行っております。会合の状況につきましては、決算・監査スケジュールに応じた日程により実施するとともに、隨時必要に応じて会合を開き、また、電子文書等も含め意見交換等を実施しております。また、内部監査部門は、各部門およびグループ会社の内部監査を実施しております。内部監査に際しては、監査役との連携を重視し、効率的かつ効果的に実施しております。内部監査部門長は、原則として監査役会に出席して報告・意見交換する等、監査役監査、内部監査の一層の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本哲男	弁護士													
堤昌彦	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- I 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本哲男		当該社外監査役が所長を務める山本法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。	当該社外監査役は、弁護士として豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外監査役としての役割を十分に遂行できるものと判断しております。
堤昌彦		当該社外監査役が所長を務める堤公認会計士事務所と当社との間には、特別な関係はありません。	当該社外監査役は、公認会計士として豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外監査役としての役割を十分に遂行できるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は年額方式による業績連動型の報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

- ・取締役および社外取締役に区分した報酬額の総額を開示しております。平成27年3月期における支給額(年額)は、149百万円(うち社外取締役分6百万円)であります。なお、当支給額は基本報酬で構成されており、役員賞与等の支給は行っておりません。
- ・記載金額は百万円未満を切り捨てております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・当社の役員報酬の決定にあたっては、公正性および合理性を確保するとともに、適切なインセンティブを付与することで、当社の持続的成長および中長期的な企業価値に向けて、役員の意欲向上に繋がる報酬体系とすることを基本方針としております。
- ・社内取締役につきましては、役位および在任期間などに応じて定める固定額の基本報酬と、各事業年度の業績に応じて定める業績連動報酬から構成しております。社外取締役につきましては、独立性確保の観点および非業務執行であることから、固定額の基本報酬のみとしております。各取締役の報酬額は、人事諮問委員会において審議をした後に、取締役会で決定いたします。

・監査役につきましては、独立性確保の観点から、固定額の基本報酬のみで構成し、各監査役の報酬額は、人事諮問委員会において審議をしたちに、監査役会で決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】[更新](#)

- ・当社は、社外取締役および社外監査役の適切な職務遂行を確保すべく、適切な予算を付与するとともに、取締役会事務局、監査役会事務局を設置しております。また、秘書業務をコーポレート統括本部が担当しております。
- ・執行役員会議事録等の重要事項につきましては、電子メール等を通じて遅滞無く確実に伝達される仕組みとなっており、必要に応じて補足説明も実施しております。
- ・取締役会および監査役会の開催に際しての重要事項につきましては、社外取締役には管理担当役員が、また、社外監査役には管理担当役員および常勤監査役が議案の事前説明を行う等、効率的な運営がなされるよう努めております。
- ・社外取締役および社外監査役の報酬水準につきましては、業務内容や連結業績、世間一般の慣行等を勘案して、公正妥当と考えうる水準で決定されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）[更新](#)

- ・現状のコーポレート・ガバナンス体制は、「参考資料：模式図」をご参照ください。
- ・当社の取締役会は、平成28年5月13日現在、社外取締役1名を含む7名で構成され、法令および定款で定められた事項ならびに経営戦略や経営計画等の経営に関する重要事項を審議および決定するほか、取締役の業務執行に関する監督を行っております。なお、経営責任の明確化を図るため、取締役の任期は1年としております。
- ・社外取締役の役割は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現にむけて、経営の助言を行うとともに、取締役による業務執行が適正に行われるよう監督し、取締役会の経営監督機能を強化することであると考えております。
- ・取締役候補者は、人事諮問委員会において公正かつ厳格な審議をしたちに、取締役会で決定いたします。
- ・取締役報酬等は、株主総会にて決定された範囲において、人事諮問委員会で審議をしたちに、取締役会で決定いたします。
- ・当社は、取締役会のほかに、経営の意思決定および業務執行の迅速化を図る観点から、各担当業務の執行責任者である執行役員で構成する執行役員会を設置し、取締役会より委譲された事項の決議を行うほか、取締役会で決定された事項の具体化のための協議および検討を行っております。また、取締役会、執行役員会の決議事項、指示事項の伝達と協議および部門間の調整を行うために取締役（社外取締役を除く）、執行役員および本部長で構成する本部長会を設置しております。
- ・当社の監査役会は、平成28年5月13日現在、社外監査役2名を含む4名で構成され、取締役の職務執行、内部統制システムおよび計算書類等の監査を実施しております。監査役全員は毎月開催される取締役会に出席し、常勤監査役は、執行役員会等重要会議に出席して監査機能の強化を図っております。
- ・当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが実施しております。なお、業務執行社員は、石黒訓氏、南方得男氏であり、継続監査年数はそれぞれ3年、0年であります。また、監査業務に係る従事者の構成は、公認会計士7名、その他4名であります。
- ・当社は、管理担当役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制の有効性評価および内部統制に関する基本方針や重要事項について審議し、必要な事項を取締役会に付議または報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役を含む取締役会による業務執行の監督および独立性の高い社外監査役を含む監査役監査がコーポレート・ガバナンス体制として有効であると判断し、現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主のみなさまの便宜を図るべく、法定期日よりなるべく早く招集通知を発送することを心がけております。平成27年6月24日開催の第62回定時株主総会に係る招集通知につきましては、法定期日より7日前にあたる6月2日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、平成15年6月25日に開催いたしました第50回定時株主総会より、集中日を回避した株主総会日の設定を行っております。平成27年6月24日開催の第62回定時株主総会につきましては、第1集中日より2日前倒して開催いたしました。
その他	第52回定時株主総会にかかる招集通知より、ホームページへの掲載を実施し、株主・個人投資家のみなさまの便宜を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIRサイトにおいて、IRポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間1回程度、個人投資家を対象とした説明会を開催しております。社長自身をメインスピーカーとして会社の概要、直近の決算、株主関連施策等について説明を行っており、毎回多くの個人投資家の方々に出席していただいております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および本決算時に、決算発表後、東京において、アナリスト・機関投資家を対象とした説明会を開催しております。社長自身をメインスピーカーとして会社の概要、直近の決算ならびに今後の見通し、中期経営計画の実施状況等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイトにおいて、決算短信、決算説明会資料、株主総会関連資料等といった投資家のみなさまにとって有益な情報の掲載を行っております。また、日興アイ・アール株式会社による「2015年度全上場企業ホームページ充実度ランキング」において、「最優秀サイト」に選定される等、当社の取り組みは高い評価をいただいております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート統括本部 コーポレートコミュニケーション部がIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、平成11年12月に、「高い社会性」と「普遍性を備えている」という2つの要素を重要な条件として、企業としての価値観を体系的にまとめ、あらゆる意思決定や活動の拠り所となる「THE ESPEC MIND」を制定いたしました。「THE ESPEC MIND」では、「企業は公器である」という考え方のもと、ステークホルダーとの価値交換性の向上を目指しております。当社は、この基本的考え方を踏まえて、さまざまなステークホルダーの立場を尊重した事業活動を推進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「THE ESPEC MIND」の思想をベースに、エスペックに所属するすべての役員・従業員に適用する企業行動原則と行動規範を具体的に明記した「エスペック行動憲章・行動規範」を制定しており、その遵守と積極的な実践により、CSRの向上に努めています。また、環境への取組みを企業経営の最重要課題の一つとして位置づけており、全社環境方針および環境宣言を定め、地球環境の保護・保全・改善に積極的に取り組んでおります。こうした当社の取り組みをみなさまに分かりやすくお伝えするため、CSRレポートおよびホームページ上にて公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に	当社は、ステークホルダーのみなさまに当社に対する理解を深めていただき、信頼関係を構築することで、適正な企業評価をいただくことを目指しております。「IRポリシー」および

係る方針等の策定

「情報開示規定」においては、迅速かつ適切な情報開示を経営の重要な責務と認識し、業績の好不調に問わらず首尾一貫して、正確な企業情報を誠実、公平かつタイムリーに開示することを定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、意思決定および業務執行が、法令および定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運用状況のチェックと自浄機能が作用される社内システムを構築・維持することにより、社会やステークホルダーに信頼される会社であり続けることを内部統制に関する基本理念としています。

また、グループ各社に関しても、各社の規模・状況に応じた適正な内部統制システムの構築を目指しております。

(2) 整備状況

1. コンプライアンス体制につきましては、平成11年12月に企業理念「THE ESPEC MIND」を策定し、法令および当社グループ各社の定款・社内規定を遵守した企業活動を推進しております。また、公益通報者保護法の施行にあわせて平成18年4月に内部通報規定を制定し、内部窓口(監査役と内部監査部門)と外部窓口(弁護士)を設置するとともに、当社およびグループ各社の内部統制システムを整備するためには、内部統制委員会を設置し、また、平成18年5月にエスペック行動憲章・行動規範を制定する等、より一層のコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

また、平成18年12月には、外部ステークホルダーからの通報を受付ける窓口を設置しております。

2. リスク管理体制への取り組みとしては、平成14年2月より危機対応規定を制定しておりましたが、リスク管理体制の強化のためリスク管理委員会を平成18年8月に設置し、リスク管理に取り組んでおります。なお、平成19年4月からは、リスク管理委員会を内部統制委員会と一体運用することいたしました。情報管理につきましては、情報セキュリティの確保と情報の有効活用を目的として、平成17年4月に情報セキュリティ管理規定を制定、平成27年10月に内容の見直しを行い、各種情報の取得・記録・保存・使用・廃棄等についての適切な管理の推進を図っております。

3. 会社情報の開示体制としましては、適時適切な開示の充実を目的とし、平成17年3月に情報開示規定を制定し、平成17年度より情報開示委員会を設置し、以降、必要な都度委員会を開催し任意開示情報も含め適切に運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

社会の秩序や安全の維持に脅威を与え、健全な経済活動を阻害する反社会的勢力や団体には毅然とした態度で臨み一切関わりを持たず、不当要求に対しても応じないことを反社会的勢力排除に向けた基本方針としております。

(2) 整備状況

1. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

管理部門を対応統括部署とし、同部門の担当役員を不当要求防止責任者としております。また、対応統括部署内の管理職複数名を対応担当者として任命することで、不当要求防止責任者不在の際にも統一された方針のもとに対応できる体制を整えております。

2. 外部の専門機関との連携状況

警察との連携により企業に対するあらゆる暴力を排除して企業防衛を図ることを目的とする大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、協議会および他の加盟企業とも一丸となって活動に取り組んでおります。

3. 情報の収集および管理状況

大阪府企業防衛連合協議会において、協議会および他の加盟企業と必要な情報の収集・交換に努めております。「協議会等を通じて得た情報」および「企業活動を通じて入手した反社会的勢力に関する当社独自の情報」については、当社内において蓄積し管理を行っております。

4. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針に基づき、反社会的勢力に対する具体的な対応を定めた「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、社内への浸透を図っております。

5. 研修活動の実施状況

当社国内事業所および国内関係会社の各拠点責任者を対象に、大阪暴力追放推進センター製作の文書・映像教材等を用いて、隨時研修活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年6月24日開催の第55回定時株主総会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、買収防衛策の導入のご承認をいただいております。その後、平成23年6月24日開催の当社第58回定時株主総会の決議により継続しておりますが、その有効期限は、平成26年6月25日開催の当社第61回定時株主総会の終結の時までとなっておりました。

当社では、買収防衛策の導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向およびさまざまな議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、その在り方について検討してまいりましたが、平成26年5月14日開催の取締役会において、株主のみなさまのご承認を条件に買収防衛策を継続することを決議し、平成26年6月25日開催の第61回定時株主総会において、買収防衛策継続のご承認をいただきました。

「当社の財産および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」ならびに買収防衛策の目的、内容および合理性につきましては、当社ホームページの以下のURLをご参照ください。

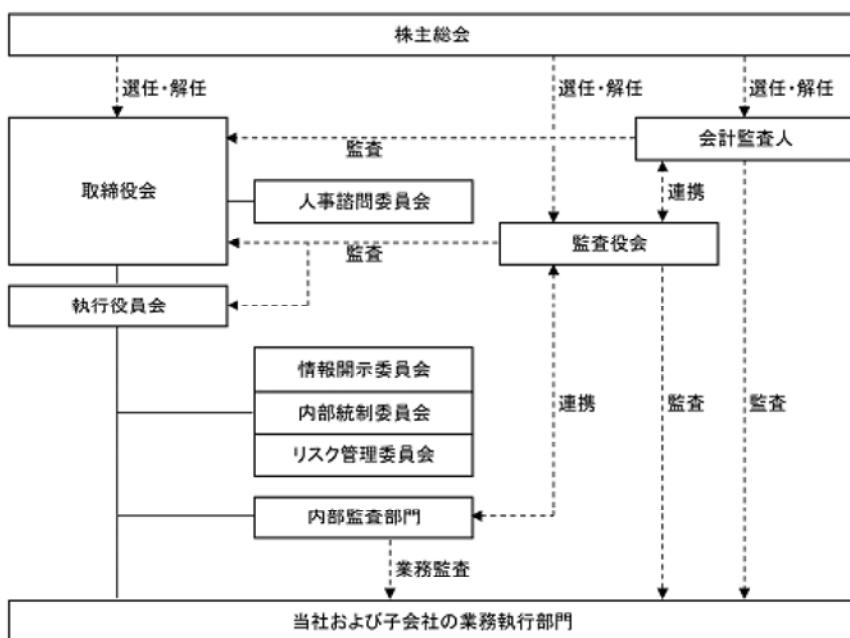
https://www.espec.co.jp/news/2014/0514_2.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

該当事項はありません。

【参考資料:模式図】

内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



また、適時開示体制の模式図は次のとおりであります。

